

美容師養成施設の内容変更届 審査基準

【事務の根拠】

○美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号。以下「指定規則」という。）第七条
指定養成施設の設立者は、第二条第一項第一号、第二号、第三号、第五号、第六号（学級数に関する部分に限る。）、第七号、第八号、第九号（教科課程に関する部分に限る。）、第九号の二、第十号若しくは第十一号若しくは同条第三項に掲げる事項又は通信課程における通信教材の内容に変更を生じたときは、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

2 指定養成施設の設立者は、第二条第一項第四号の二又は第六号に掲げる事項について変更（生徒の定員を減ずる場合に限る。）しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した届出書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

【参考条文】

○指定規則第二条第一項第一号、第二号、第三号、第四号の二、第五号、第六号、第七号、第八号、第九号、第九号の二、第十号、第十一号、第三項

法第四条第三項に規定する指定を受けようとする美容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、美容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて美容師養成施設を設立しようとする日の四月前までに、当該指定に係る美容師養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 美容師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日
- 二 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）
- 三 美容師養成施設の長の氏名
- 四の二 設立者を同じくする理容師養成施設がある場合にあつては、理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第四条の二第一項に規定する同時授業（以下「同時授業」という。）の有無
- 五 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別
- 六 生徒の定員及び学級数
- 七 入所資格
- 八 入所の時期
- 九 修業期間、教科課程及び教科課目ごとの実習を含む総単位数（通信課程にあつては、各教科課目ごとの添削指導の回数及び面接授業の単位数）
- 九の二 卒業認定の基準

十 入学料、授業料及び実習費の額

十一 美容実習のモデルとなる者の選定その他美容実習の実施の方法

3 通信課程を併せて設ける美容師養成施設にあっては、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事項を申請書に記載し、かつ、これに通信養成に使用する教材を添付しなければならない。

一 通信養成を行う地域

二 授業の方法

三 課程修了の認定方法